

平成27年第4回 飯塚市議会会議録第6号

平成27年7月6日（月曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

日程第22日 7月6日（月曜日）

第1 総務委員長報告（質疑、討論、採決）

- 1 議案第 97号 平成27年度飯塚市一般会計補正予算（第1号）
- 2 議案第 99号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
- 3 議案第101号 飯塚市税条例の一部を改正する条例
- 4 議案第105号 財産の譲渡（中央団地3自治公民館建物）
- 5 議案第106号 財産の譲渡（中央東団地自治公民館建物）
- 6 議案第107号 財産の取得（消防ポンプ自動車）
- 7 議案第108号 財産の取得（職員用情報ネットワーク端末機器等）
- 8 請願第 1号 原発再稼働中止を求める意見書採択を求める請願
- 9 請願第 2号 安全保障関連法案の廃案を求める意見書の採択に関する請願

第2 厚生委員長報告（質疑、討論、採決）

- 1 議案第102号 飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 2 議案第103号 飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例の一部を改正する条例

第3 市民文教委員長報告（質疑、討論、採決）

- 1 議案第 98号 平成27年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）

第4 経済建設委員長報告（質疑、討論、採決）

- 1 議案第100号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
- 2 議案第104号 契約の締結（颯田排水ポンプ場新設（機械）工事）
- 3 議案第109号 市道路線の廃止
- 4 議案第110号 市道路線の認定
- 5 議案第111号 専決処分の承認（平成27年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第1号））

第5 各常任委員会の閉会中の継続審査事件

第6 議員提出議案の提案理由説明、質疑、討論、採決

- 1 議員提出議案第5号 飯塚市議会会議規則の一部を改正する規則
- 2 議員提出議案第6号 少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書の提出
- 3 議員提出議案第7号 農林水産業の輸出促進に向けた施策の拡充を求める意見書の提出
- 4 議員提出議案第8号 地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書の提出
- 5 議員提出議案第9号 認知症への取り組みの充実強化に関する意見書の提出

第7 報告事項の説明、質疑

- 1 報告第 6号 専決処分の報告（市営住宅の管理上必要な調停の申立て）
- 2 報告第 7号 専決処分の報告（市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定め

- ること及びこれに伴う和解)
- 3 報告第 8 号 専決処分^{（市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）}
 - 4 報告第 9 号 継続費繰越計算書の報告(平成26年度飯塚市一般会計)
 - 5 報告第10号 継続費繰越計算書の報告(平成26年度飯塚市学校給食事業特別会計)
 - 6 報告第11号 継続費繰越計算書の報告(平成26年度飯塚市立病院事業会計)
 - 7 報告第12号 繰越明許費繰越計算書の報告(平成26年度飯塚市一般会計)
 - 8 報告第13号 繰越明許費繰越計算書の報告(平成26年度飯塚市学校給食事業特別会計)
 - 9 報告第14号 事故繰越計算書の報告(平成26年度飯塚市一般会計)
 - 10 報告第15号 平成26年度飯塚市水道事業会計の予算繰越
 - 11 報告第16号 平成26年度飯塚市土地開発公社の決算
 - 12 報告第17号 平成27年度飯塚市土地開発公社の事業計画及び予算
 - 13 報告第18号 平成26年度公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団の決算
 - 14 報告第19号 平成27年度公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団の事業計画及び予算
 - 15 報告第20号 平成26年度一般財団法人サンビレッジ茜の決算
 - 16 報告第21号 平成27年度一般財団法人サンビレッジ茜の事業計画及び予算

第8 署名議員の指名

第9 閉 会

○会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（鯉川信二）

これより、本会議を開きます。

総務委員会に付託してました「議案第97号」、「議案第99号」、「議案第101号」、「議案第105号」から「議案第108号」までの4件、「請願第1号」、及び「請願第2号」以上9件を一括議題といたします。総務委員長の報告を求めます。22番 城丸秀高議員。

○22番（城丸秀高）

総務委員会に付託を受けました議案7件及び請願2件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第97号 平成27年度飯塚市一般会計補正予算（第1号）」については、執行部から、補正予算書に基づき補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、戸籍住民基本台帳費・個人番号カード交付事業費について、本市では、個人番号カードを社会保障の分野以外で、利活用する予定があるのかということについては、平成28年10月から予定しているコンビニでの住民票、税証明等の交付サービスへの活用を計画している。また、図書館利用者カードへの利用についても、平成28年度の図書館システムのリプレイスにあわせて検討を行っているという答弁であります。

次に、個人情報の漏えい等が問題となっているが、本市のシステムの安全性は担保されているのかということについては、本市のシステムは個人情報が集積された基幹系のネットワークと、インターネットにつながる情報系のネットワークに分離しており、仮にインターネットを通してウイルスに感染したとしても、物理的に基幹系のネットワークへの影響は及ばない。しかしなが

ら、個人情報の漏えい事件の原因の大半は、システムではなく、人に起因するものであるため、個人情報の取り扱いについては、慎重に臨むよう常に啓発に努めているという答弁であります。

次に、児童措置費・私立保育所整備事業費補助金について、補助金交付予定の3法人に対して、監査を行ったことはあるのかということについては、国の示す社会福祉法人指導監査要綱に基づき、2年に1回、監査を実施しているという答弁であります。

次に、社会福祉法人の認可について、平成12年12月1日付の国からの通知では、地方公共団体の長等特定の公職にある者が理事長に就任することは適当でないとされているが、県議会議員は、特定の公職に該当するのではないかということについては、特定の公職とは、地方公共団体の長と副知事、助役、出納長及び収入役の三役であり、地方議会の議員は含まれないと解釈しているという答弁であります。

次に、下水道費・赤坂地区調整池新設事業費について、汚染土壌の調査経費が計上されているが、どのような経緯で汚染土壌が見つかったのかということについては、現地掘削をしたところ、臭いのする黒っぽい土が出たため、土壌調査を行った結果、鉛が検出されたという答弁であります。

この答弁を受けて、市は汚染土壌をきちんと処分し、健康被害についても十分に注意を払ってほしいという意見が出されました。

以上のような審査ののち、委員の中から、本案については、年金機構の個人情報流出事故からもわかるように、公的機関における個人情報の管理の脆弱性が克服できていない中で、個人番号カードに関する予算が計上されていること。また、私立保育所整備事業補助金交付にあたり、社会福祉法人の役員のあり方について、適切なチェックがなされていないと考えるため、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第99号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」については、執行部から、議案書に基づき補足説明を受け、種々審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第101号 飯塚市税条例の一部を改正する条例」については、執行部から、議案書に基づき補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、今回、旧三級品の紙巻きたばこの税率が引き上げられた理由は何かということについては、近年の消費量の上昇を踏まえ、他の製造たばこの税率との整合性を図るとともに、国民の健康増進に資するため、税率の特例措置の段階的廃止につながったものと考えているという答弁であります。

以上のような審査ののち、委員の中から、今回のたばこ税の増税は低所得者を狙い撃ちしたものであるため、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第105号 財産の譲渡(中央団地3自治公民館建物)」及び「議案第106号 財産の譲渡(中央東団地自治公民館建物)」については、執行部から、議案書に基づき補足説明を受け、種々審査した結果、本案2件については、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第107号 財産の取得(消防ポンプ自動車)」については、執行部から、議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第108号 財産の取得(職員用情報ネットワーク端末機器等)」については、執行部から、議案書に基づき補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、本来、市が物品を購入する際には、市内業者の入札参加機会をふやすため、分離分割発注すべきであるが、今回、一括発注とした理由は何かということについては、リプレイスをする台数が975台と多いことから、一括発注し、機種をそろえることで、

プリンター等の設定などに要する手間や時間が節約できるとの判断から、一括発注したという答弁であります。

以上のような審査ののち、委員の中から、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「請願第1号 原発再稼働中止を求める意見書採択を求める請願」については、紹介議員より趣旨説明を受け、種々審査したのち、委員の中から、原発の再稼働については、原子力規制委員会が策定した新しい基準を満たすことを前提に、国民の理解と原発立地地域の住民の理解を得て判断すべきであるため、本件に反対するという意見や、昨年、本議会において全会一致で可決した「原発の新規増設・再稼働の慎重審議を求める意見書」の延長であると考えため、本件に賛成するという意見が出され、採決の結果、可否同数となったため、飯塚市議会委員会条例第17条第1項の規定に基づき、委員長の決するところにより、不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、「請願第2号 安全保障関連法案の廃案を求める意見書の採択に関する請願」については、紹介議員より趣旨説明を受け、審査したのち、委員の中から、同法案については、安全保障環境が厳しさを増す中、国民を守る体制を構築するとともに、国際社会の平和に貢献するための法整備であることから、本件に反対するという意見や、日本を再び戦争をする国につくりかえてしまう危険の高い同法案に対し、本市議会として廃案を求める意見書を出すことは、ごく自然なことであると考えため、本件に賛成するという意見が出され、採決の結果、可否同数となったため、飯塚市議会委員会条例第17条第1項の規定に基づき、委員長の決するところにより、不採択とすべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（鯉川信二）

総務委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

おはようございます。日本共産党の川上直喜です。私は、ただいまの総務委員長報告のうち議案第97号、第101号及び第108号に反対の立場から、また、請願第1号並びに第2号に賛成の立場から討論を行います。

まず、平成27年度飯塚市一般会計補正予算案（第1号）についてであります。個人番号に関連する予算計上は来年1月からとされるマイナンバー制度、社会保障、税番号制度の導入にかかわる個人番号カードの交付事務に対応するための統合末端機購入、それを取り扱う臨時職員の人件費と説明がありました。ことし10月から12桁の番号が、一人一人に通知される予定ですが、個人情報と説明が、個人情報を国が一括管理することに対する国民の不安と懸念は、広がるばかりであります。

また、個人情報の管理について、本市においては、インターネットから分離しているが、情報を取り扱う職員によって流出する危険を排除できないので、啓発に努めているとの趣旨の答弁もありました。多少のメリットばかりを強調して、住民にその不利益、デメリットを説明せず、国のマイナンバー制度を進める必要はありません。

私立保育所整備事業補助金、約5億580万円の予算計上においては、交付対象の社会福祉法人の役員のあり方について、国が示した通知に基づく適切なチェックが行われていないことが明らかになりました。この補助金の財源は、本市の一般財源とともに、国と県の支出金があります。補助対象となった社会福祉法人いしずえ会は、理事長が県会議員で、2つの民間保育所に加え津原保育所と相田保育所の2つの公立保育所を譲り受け、施設整備補助金は今回を含めて4回で、約4億7700万円となります。比較して平成25年までの5年間の補助金総額は16億8千万

円であることから、その比重の大きさがわかります。

一方、平成12年12月1日付の社会福祉法人の認可に関する国の通知は、審査基準において地方公共団体の長等特定の公職にある者が、慣例的に理事長に就任したり、役員として参加していることは適当でないとしています。本市はその内容を把握していなかったが、今回調べてみると、特定の公職には県会議員は含まれないと解釈するとの答弁であります。しかし私は、この国の基準は、補助金を決定する立場と補助金を受け取る立場は、区別しなければならないというところにポイントがあると考えます。子どものために保育施設を整備することは大いに賛成ですが、予算計上の前に適切なチェックが行われていないことが明らかになった以上、いしずえ会については国の基準に基づいてきちんとしたチェックを先に行うべきであり、その部分についての予算はいったん削除するべきです。よって、今回の一般会計補正予算案に賛成することができません。

次に、飯塚市税条例の一部を改正する条例案についてです。今回改正のうち、まず、市税の減免申請期限については、これまで国の単なる例示を市が条例で納期限の7日前までと規定していた誤りを認めて、今回、納期限当日までと改めることは当然です。たばこの旧三級品、つまり比較的値段の安いエコー、わかば、ゴールドンバット、しんせい、ウルマ、バイオレットの税金の引き上げについて、執行部からは、近年の消費量の上昇を踏まえ、他の製造たばこの税率との整合性を図るとともに、国民の健康増進に資するためとの説明がありました。しかしながら、今回の税率引き上げは、国民の健康増進に関心を払ったものではなく、低所得者を狙い撃ちに増税する国のやり方に漫然と従おうとするものです。また、納税の権利を脅かす危険のあるマイナンバーの記載を、確定申告に義務づける内容もあります。このような議案を認めることはできません。

次に、財産の取得（職員用情報ネットワーク端末機器等）についてです。これは市役所職員が通常の仕事で使うパソコンをすべて新しくするために、マイクロソフト、975台のパソコンを9180万円かけて1つの業者からまとめて購入するものです。一括購入する理由を尋ねると、執行部は安くあがるからと説明しましたが、どのくらい安くなるのかと重ねて聞くと、答弁ができませんでした。ほかに理由はないかと尋ねると、プリンターなどの設定に要する手間や時間が節約できると判断したとの説明です。市が物品を購入する際には、市内業者の入札参加機会をふやすため、分離あるいは分割して発注するのが、国や地方自治体の仕事のあり方の原則であり、手間や時間が節約できるからという理由で一括発注するはずがありません。よって、合理的な説明が得られないため、今回議案には反対であります。

次に、「請願第1号 原発再稼働中止を求める意見書採択を求める請願」について、賛成の立場から討論します。原発再稼働については、国は2013年7月8日施行の新規制基準を世界最高の基準だと繰り返し、新規制基準を満たした原発は再稼働させるとしてきました。その後、新規制基準に基づき、九州電力川内原発をはじめとして、各地の原発の審査が原子力規制委員会において行われてきました。飯塚市議会は昨年9月議会において、原発再稼働については慎重審議を求めるという意見書を全会一致で採択し、内閣総理大臣、経済産業大臣、環境大臣に送付しました。この意見書の考え方の特徴は、第1に原発事故の重大さと深刻さを警告し、原発再稼働について慎重であるべきと指摘しているところ。第2に、将来の原発政策に関する立場の違いを問うていないところにあります。この点で一致し、飯塚市議会は全会一致で意見書を採択し、政府に意見書を送付したのではなかったのでしょうか。新規制基準については、そもそも第1に、事故が発生したときに格納容器を守るために放射性廃棄物を放出することを前提にしていますが、基準以下に収まる保証がないこと。第2に、防災計画や避難計画ができたところでも、30キロ圏内の住民が、本当に一定時間内で避難できるか、大きな問題を抱えています。新規制基準について、緩やかに過ぎ、これに適合しても本県原発の安全性は確保されていない。新規制基準は合理性を欠くものであるという今年4月の福井地裁の判断もあります。今回の請願は、第1に、福島

第1原発の事故原因が何かわかっていないのだから、仮に同じ問題があった場合でも、それをどう防ぐか、除去するか、検討することができないのではないか。第2に、放射性廃棄物が無害化するまで途方もない時の流れが必要であり、どうしたら人間が安定的に管理できるのか。第3に、火山活動の重大な影響の評価を、専門家が参加しないで、どんな検討ができたのか。この3点から、まだ慎重な審査ができていないから、現段階では原発再稼働は中止を求めるという意見書を採択し、国に提出してほしいという内容であります。私は、この請願の趣旨は、飯塚市議会のこれまでの一致点の延長線上にあり、本来、全会一致で採択できるものだと考え、議員各位の賛同を強く求めるものであります。

次に、「請願第2号 安全保障関連法案の廃案を求める意見書の採択に関する請願」について、賛成の立場から討論を行います。自民党、公明党の安倍内閣が、安保関連法案を国会に上程して一月半近く、国会で激しい論戦が繰り広げられています。請願文書にありますように、この法案が憲法違反、違憲であるとの判断が憲法学者の大多数の指摘によって明確になっています。憲法9条は2項からなっています。1項は、日本国民は正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と武力による威嚇または武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。2項は、前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力はこれを保持しない。国の交戦権はこれを認めないと述べています。3人の憲法学者、自民党、民主党、維新の会が推薦した参考人が、衆院憲法審査会において、それぞれ憲法違反だと指摘したのは、ご承知のとおりであります。憲法違反の法律をつくることはできません。そこで、安倍首相が憲法違反ではないとして、公明党と話し合った3つの根拠についてであります。これは国会論戦の中でついに総崩れとなっています。まず、砂川事件、最高裁判決が集団的自衛権を認めているという主張は、実は最高裁判決は、集団的自衛権について一切触れていないということ、とうとう自ら認めざるを得なくなりました。1972年の自衛権に関する政府見解が集団的自衛権を認めているという主張も、実はこの72年見解が全く逆に集団的自衛権は認められないとする結論を出していることを自ら認めることとなったのであります。さらに安全保障に関する環境が大きく変容したとする主張については、具体的にはどういうことなのか、国会で問われて、全く答弁できない、こういうありさまであります。こうした中で、国民の多くが世論調査に対し、法案に反対、今国会での成立に反対と回答しています。中央でも、地方でも、さまざまな分野の団体や個人が、街頭でも、ネット上でも廃案あるいは撤回を求めて声を上げています。こうした中で、全国の地方議会の多くが廃案あるいは撤回を求めて、また慎重審議を求めて、意見書を採択し、国会と政府に意見書を多数送付しているのであります。しかし、自民党、公明党の安倍政権は、国会での多数を背景にしてあくまで押し通す構えです。15日にも衆院安保特で採決し、早急な衆院通過、参院送付との流れとも言われています。これに対して法案ストップを訴える人々は、24日には東京で大規模な集会とパレードを予定しています。

私は先日、陸上自衛隊飯塚駐屯地のゲート前で、若い自衛隊員が明かせない胸のうち、自衛隊員の母親が口に出せない思いを、マイクを持って訴えました。多くの皆さんが笑顔を見せてくれ、心が通い合った思いであります。陸上自衛隊飯塚駐屯地の発足は1966年2月ですから、来年2月は50周年となります。自衛隊は、地域で災害時に救援、救出活動に取り組み、退職後もその多くの皆さんが地域発展のためにさまざまに活躍されています。市民と自衛隊との相互理解を深め、自衛隊の発展に寄与し、災害時などの市民の安全、安心の確保につなげることを目的とする飯塚市議会防衛議員連盟に加入する議員の皆さんもおられます。この法案をこのまま成立させて、郷土の若い自衛隊員が海外で米軍とともに戦争に参加し、人を殺し、殺されることになるのを許していいのか、これは党派を超えた思いではないでしょうか。ことしは戦後70年です。国際間の紛争は戦争ではなく、武力による威嚇や武力の行使によってではなく、外交の力、平和な話し合いによってこそ解決できるし、国際紛争は平和的な外交と話し合いで解決しようと諸国が協同して平和の協同体づくりが広がっています。憲法9条を持つ国として、我が国が平和外交の

力を大節する立場を示すことこそが大切な時代に入っていると思うのであります。こうした中で、飯塚市議会が安全保障関連法案の廃案を求める請願を採択し、国会と政府に意見書を送ることは大変大きな意義があると思います。最後に議員各位の賛同を心から訴えるものであります。

以上で、私の討論を終わります。

○議長（鯉川信二）

ほかに討論はありませんか。6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

ただいまの委員長報告のうち、「請願第1号 原子力発電所再稼働中止を求める意見書の採択を求める請願」及び「請願第2号 安全保障関連法案の廃案を求める意見書の採択に関する請願」について、公明党奥山亮一が代表しまして反対の立場から討論いたします。

まず初めに、「原子力発電所再稼働中止を求める意見書の採択を求める請願」についてでございます。

公明党は、段階的に原子力発電所、以下、原発というふうに言います。原発の依存を減らし、将来的には原発に頼らない社会、原発ゼロ社会を構築していくという脱原発依存の方針を掲げています。そのために原発の新規着工は認めていませんし、建設後40年を経た原発の運転を制限するというように、法律に明記されています。その上で、できるだけ速やかに、原発ゼロ社会を目指すために、省エネルギーや太陽光や風力といった再生可能エネルギーの導入推進を図り、火力発電の高効率化を進めていきます。自民党との政権合意でも、可能な限り原発への依存度を減らすということで一致しており、公明党は政府のエネルギー政策について、原発依存度を下げる視点で常にチェックしてまいります。

また、原子力規制委員会が策定した新しい規制基準を満たすことを前提に、国民の理解と原発立地地域の住民の理解を得て、再稼働するか、否かを判断するとしています。新基準では、以前の技術で設置された原発を最新の知見に基づいて見直すバックフィット制度や、活断層などの徹底的調査を進めることなどが盛り込まれており、世界一厳しい基準となっています。安全に十分ということではなく、今後も不断の努力が必要であり、新基準による規制は信頼に足る内容であるとの公明党の方針に従い、請願第1号の反対討論を終わります。

続きまして、「安全保障関連法案の廃案を求める意見書の採択に関する請願」について、反対の立場から討論いたします。

公明党はこれまで憲法が掲げる平和主義、国際協調主義の精神に基づいて、外交努力による紛争の未然防止と平和的解決、また国際社会の平和と安定への積極的な貢献に取り組んでまいりました。今回の法整備は憲法9条のもとで平時から有事に至るまで、日本の平和と安全を守るために法制度をつくるということ。それともう1つは、国際社会の平和と安定により一層貢献できるということ。これらの点で体系的に幅広く隙間のない法体系をつくっています。特に、他国防衛を目的とした、いわゆる集団的自衛権の行使ができないことを明記した新3要件、国際平和支援法の絶対要件として法律に書き込ませた北川3原則。また、国会承認を求める場合の手続きの明確化、厳格化など、内閣が恣意的に判断できないような枠組みを定めたことなど、識者からも高い評価を得ております。

今回の請願については、法案自体の不備等の指摘ではなく、憲法学者の判定などを理由に廃案を求めるものであり、法案については、現在、今国会において国民の皆様への丁寧な説明と、法案の内容についても慎重かつ集中的な審議がなされているところであることから、廃案を求める請願の提出には及ばないことを申し上げて、反対の討論を終わります。

○議長（鯉川信二）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議案第97号 平成27年度飯塚市一般会計補正予算（第1号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第99号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第101号 飯塚市税条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第105号 財産の譲渡(中央団地3自治公民館建物)」、「議案第106号 財産の譲渡(中央東団地自治公民館建物)」、及び「議案第107号 財産の取得(消防ポンプ自動車)」、以上3件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案3件は、いずれも委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第108号 財産の取得(職員用情報ネットワーク端末機器等)」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「請願第1号 原発再稼働中止を求める意見書採択を求める請願」の委員長報告は、不採択であります。請願第1号を採択することに、賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成少数。よって、本件は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、「請願第2号 安全保障関連法案の廃案を求める意見書の採択に関する請願」の委員長報告は、不採択であります。請願第2号を採択することに、賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成少数。よって、本件は、不採択とすることに決定いたしました。

厚生委員会に付託していましたが「議案第102号」及び「議案第103号」、以上2件を一括議題といたします。厚生委員長の報告を求めます。16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

厚生委員会に付託を受けました、議案2件について審査した結果を報告いたします。

「議案第102号 飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、種々審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第103号 飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、種々審査した結果、委員の中から菰田保育所と徳前保育所が統廃合されることには反対であるため、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（鯉川信二）

厚生委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

日本共産党の宮嶋つや子です。ただいまの厚生委員長の報告のうち、議案第103号について反対の立場から討論を行います。

飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例の一部を改正する条例についてです。これは現在、菰田西にある菰田保育所と東徳前にある徳前保育所を廃止して、統合したものを堀池に菰田保育所として設置するものです。徳前保育所と菰田保育所を統合すれば、定数220名というマンモス保育所になります。事件、事故などを考えると、子どもの安全確保のためには、統合して大規模な保育所にするには反対です。徳前では水害の心配があるというのであれば、災害の心配のない所に移設するのは当然です。しかし、毎日の送り迎えなどを考えれば、その地域につくるべきであります。

以上で、私の討論を終わります。

○議長（鯉川信二）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議案第102号 飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第103号 飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

市民文教委員会に付託していました「議案第98号」を議題といたします。市民文教委員長の報告を求めます。11番 守光博正議員。

○11番（守光博正）

市民文教委員会に付託を受けました、「議案第98号 平成27年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）」について、審査した結果を報告いたします。

本案については、執行部から補正予算書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（鯉川信二）

市民文教委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第98号 平成27年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

経済建設委員会に付託していましたが「議案第100号」、「議案第104号」、及び「議案第109号」から「議案第111号」までの3件、以上5件を一括議題といたします。経済建設委員長の報告を求めます。10番 永末雄大議員。

○10番（永末雄大）

経済建設委員会に付託を受けました議案5件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第100号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」については、執行部から、議案書並びに提出資料に基づき補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、現状の市の経営方針のとおり運営を引き継ぐ移譲先の見込みはあるのかということについては、民間企業4社と協議をしたが、いずれも引き受けは非常に厳しいという感触であったという答弁であります。

次に、公共施設等のあり方に関する第1次実施計画が策定された平成21年から、現在の庄内温泉筑豊ハイツを取り巻く環境はどのように変わってきているかということについては、国のウェルネスパーク構想の中で、県が隣接する福岡県筑豊緑地の整備を進めてきた結果、年間100万人の来場者が訪れるなど、昔のイメージとは全く違う状況になっていると思われるという答弁であります。

次に、県が国際車いすテニス大会の関係で、テニスコートや観客席を整備しているように、飯塚市や車いすテニス大会にとっても、この施設は必要なものであるといえるが、この施設の維持について、県に相談したかということについては、現時点で、県としては引き受けることは出来ないが、市が国際車いすテニス大会を運営するにあたって、必要なクラブハウスを作るようなことを検討するのであれば、協力できる部分はあるかもしれないという話を得ているという答弁であります。

次に、施設の移譲に関して、飯塚国際車いすテニス大会では、選手サロン、スタッフ控室、関係者宿泊等施設の利用には最大限の協力をするなど条件とした募集要項の説明を受けたが、今回、審査をするにあたって、施設の利用状況に関する資料や説明は一切なく、過去の利用状況だけで判断しろというのは無理ではないかということについては、資料不足の点については、十分に反省している。利用状況については、飲食、宿泊は、現状でも黒字でやっていけるが、温泉施設については、光熱水費の問題や入浴客が利用できる控室がないなどの問題があり、非常に厳しい状況であるとの答弁であります。

以上のような審査ののち、委員の中から、本案については、施設を取り巻く環境が変わってきているという状況を考えると、市としての関わり方を含め、施設をどのような形で残すのかをしっかりと検討すべきであると考えてるので、本案に反対するという意見が出され、採決を行った結果、賛成者なしで、否決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第104号 契約の締結（颯田排水ポンプ場新設（機械）工事）」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第109号 市道路線の廃止」及び「議案第110号 市道路線の認定」については、関連があるため一括議題とし、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、本案2件については、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第111号 専決処分の承認（平成27年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第1号）」については、執行部から補正予算書に基づき補足説明を受け、審査した結

果、承認すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（鯉川信二）

経済建設委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議案第100号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、否決であります。よって、原案について採決いたします。本案は原案のとおり可決することに、賛成の議員はご起立願います。

（起立する者なし）

賛成者なし。よって、本案は、否決されました。

次に、「議案第104号 契約の締結（颯田排水ポンプ場新設（機械）工事）」、「議案第109号 市道路線の廃止」、及び「議案第110号 市道路線の認定」、以上3件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案3件は、いずれも委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第111号 専決処分の承認（平成27年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第1号）」の委員長報告は、承認であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり承認されました。

「各常任委員会の閉会中の継続審査事件」を議題といたします。

会議規則第105条の規定により、総務委員会から、「入札制度について」を、厚生委員会から、「保育行政について」、及び「地域支援事業について」、以上2件を、市民文教委員会から、「学力向上施策について」、及び「まちづくりの推進について」、以上2件を、経済建設委員会から、「経済施設等対策について」、及び「産学連携について」、以上2件を、閉会中の継続審査事件として、それぞれ、調査終了まで付託していただきたいとの申し出がありました。

お諮りいたします。閉会中の継続審査事件については、各常任委員会からの申し出のとおり、それぞれ付託いたしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

「議員提出議案第5号」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。12番 田中裕二議員。

○12番（田中裕二）

議員提出議案第5号につきまして、提案理由の説明をいたします。

「議員提出議案第5号 飯塚市議会会議規則の一部を改正する規則」につきましては、近年の男女共同参画の状況に鑑み、地方議会においても男女共同参画を考慮した議会活動を促進するため、飯塚市議会会議規則中、会議への欠席に関する規定（第2条）及び委員会への欠席に関する規定（第86条）の一部を改正するため、本案を提出するものであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（鯉川信二）

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。「議員提出議案第5号 飯塚市議会会議規則の一部を改正する規則」について原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案可決されました。

「議員提出議案第6号」から「議員提出議案第9号」までの4件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。12番 田中裕二議員。

○12番(田中裕二)

議員提出議案第6号、7号、8号及び議員提出議案第9号、以上4件について、提案理由の説明をいたします。

本案4件は、いずれも意見書案であり、お手元に配付しておりますので、案文の朗読は省略し、送付先を申し述べさせていただきます。

「少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書(案)」は、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣、内閣官房長官あてに、「農林水産業の輸出促進に向けた施策の拡充を求める意見書(案)」は、内閣総理大臣、農林水産大臣あてに、「地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書(案)」は、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣あてに、「認知症への取り組みの充実強化に関する意見書(案)」は、内閣総理大臣、厚生労働大臣あてに、それぞれ提出したいと考えております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長(鯉川信二)

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案4件は、会議規則第36条第3項の規定により、いずれも委員会付託を省略したいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案4件は、いずれも委員会付託を省略することに決定いたしました。

質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。「議員提出議案第6号 少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書の提出」、「議員提出議案第7号 農林水産業の輸出促進に向けた施策の拡充を求める意見書の提出」、「議員提出議案第8号 地方単独事業に係る国保

の減額調整措置の見直しを求める意見書の提出」、及び「議員提出議案第9号 認知症への取り組みの充実強化に関する意見書の提出」、以上4件についていずれも原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案4件は、いずれも原案可決されました。

「報告第6号 専決処分の報告(市営住宅の管理上必要な調停の申立て)」の報告を求めます。住宅課長。

○住宅課長(町野昌宏)

報告第6号につきまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市営住宅の管理上必要な調停の申し立てをいたしましたので、同条第2項の規定によりご報告申し上げます。

議案書の64ページをお願いいたします。事件の概要に記載されております1名の者は、たび重なる催告や、納入指導に応じず、市営住宅使用料を滞納してきましたが、契約解除を通知するに至り、態度を改め、支払いに対する誠意を示しました。

しかしながら、滞納金額と当該世帯の支払能力とを勘案した結果、分割納入等についての協議に際し、当事者双方のみによる合意の形成が困難であることから、飯塚簡易裁判所に調停を申し立てたものです。

今後も引き続き、支払いに誠意を示さない滞納者につきましては、公正・公平性の観点から、「厳正に法的措置」を行い、適正化に努めてまいります。

以上、簡単でございますが、報告を終わります。

○議長(鯉川信二)

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第7号 専決処分の報告(市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)」及び「報告第8号 専決処分の報告(市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)」、以上2件の報告を求めます。土木管理課長。

○土木管理課長(白土信靖)

報告第7号、報告第8号の専決処分の報告について、あわせてご報告いたします。

この報告は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告を行うものでございます。

まず、報告第7号の報告をいたします。議案書の65ページをお願いいたします。

本件事故は、平成27年4月5日、午前0時頃、伊岐須地内の市道「太郎丸・相田線」において、当事者が花瀬方面から相田方面に走行中、進行方向左寄りにできたくぼみに車両左側前輪のタイヤを落としこませ、左側前輪のタイヤ・ホイールを損傷させたものです。

事故によります市の過失割合は50%であり、当事者車両の損害賠償額は7万2900円となっております。

次に、報告第8号の報告をいたします。報告第8号 議案書の67ページをお願いいたします。

本件事故は、平成27年4月14日、午後0時30分頃、上三緒地内の市道「立岩・上三緒線」において、嘉麻市方面から飯塚方面に走行中、進行方向左寄りにできたくぼみに車両左側前輪のタイヤを落としこませ、左側前輪タイヤ・ホイールを損傷させたものです。

事故によります市の過失割合は50%であり、当事者車両の損害賠償額は3万1914円となっております。

道路点検補修につきましては、日頃より市報などでの情報提供依頼の掲載や、職員への呼びかけ、道路パトロールなどを行い、補修箇所を発見した際には迅速に対応しておりますが、さらに気をつけて行ってまいります。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○議長（鯉川信二）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件2件はいずれも報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第9号 継続費繰越計算書の報告(平成26年度飯塚市一般会計)」、「報告第10号 継続費繰越計算書の報告(平成26年度飯塚市学校給食事業特別会計)」、「報告第12号 繰越明許費繰越計算書の報告(平成26年度飯塚市一般会計)」、「報告第13号 繰越明許費繰越計算書の報告(平成26年度飯塚市学校給食事業特別会計)」、及び「報告第14号 事故繰越計算書の報告(平成26年度飯塚市一般会計)」、以上5件の報告を求めます。財政課長。

○財政課長（倉智 敦）

報告第9号、報告第10号、及び報告第12号から報告第14号についてご報告いたします。

議案書の69ページをお願いいたします。報告第9号の「継続費繰越計算書の報告」につきましては、地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき報告をいたすものでございます。内容につきましては、次の70ページの継続費繰越計算書によりご説明いたします。

一般会計におきまして、2款、総務費、1項、総務管理費、オフィス環境整備支援業務委託料以下7件について平成27年度に逐次繰越いたしましたものでございます。

議案書の71ページをお願いいたします。報告第10号の「継続費繰越計算書の報告」につきましては、地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき報告をいたすものでございます。内容につきましては、次の72ページの継続費繰越計算書によりご説明いたします。

学校給食事業特別会計におきまして、1款、学校給食費、2項、施設整備費、楽市・平恒・穂波東小中学校自校式給食施設整備事業について平成27年度に逐次繰越いたしましたものでございます。

次にページが飛びますが、議案書の75ページをお願いいたします。報告第12号の「繰越明許費繰越計算書の報告」につきましては、平成26年度の一般会計におきまして繰越明許費を設定いたしておりましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告をいたすものでございます。

内容につきましては、次の76ページから79ページにかけて記載しております繰越明許費繰越計算書によりご説明いたします。76ページの2款、総務費、1項、総務管理費、颯田自治公民館移譲事業から79ページの10款、教育費、6項、保健体育費、穂波B&G海洋センターウォーキングコース改修工事までの計47件の事業につきましては、主に、国の補正予算活用に伴う前倒し事業、幸袋地区の小中学校統合事業に係るスケジュールの変更などにより年度内の完了が見込めない事業について繰越明許費を設定いたしておりましたが、79ページの翌年度繰越額の合計の欄に記載しておりますように、合計で58億6709万8074円を平成27年度へ繰り越しいたしたものでございます。

議案書の80ページをお願いいたします。報告第13号の平成26年度の学校給食事業特別会計におきましても繰越明許費を設定いたしておりましたので、一般会計と同様に地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告をいたすものでございます。

内容につきましては、次の81ページの繰越明許費繰越計算書によりご説明いたします。1款、学校給食費、2項、施設整備費、目尾・幸袋小中学校自校式給食施設整備事業以下2件につきまして、工事期間が2カ年にまたがることなどにより、年度内の完了が見込めない事業について繰越明許費を設定いたしておりましたが、翌年度繰越額の合計の欄に掲げておりますように、合計で3億1170万5千円を平成27年度へ繰り越しいたしたものでございます。

議案書の82ページをお願いいたします。報告第14号の「事故繰越計算書の報告」につきましては、平成26年度の一般会計におきまして事故繰越をいたしましたので、地方自治法施行令

第150条第3項の規定に基づき報告をいたすものでございます。

内容につきましては、次の83ページの「事故繰越計算書」によりご説明いたします。8款、土木費、5項、下水道費、水江雨水幹線整備工事につきまして、2月補正予算編成後に説明の欄に記載しておりますように、掘削断面にボタ層が出土し、安全策の検討及び対策のための土留め工の増工により工期延長となったため、翌年度繰越額の欄に掲げております4624万3040円を平成27年度に繰り越しいたしたものでございます。

以上で、報告を終わります。

○議長（鯉川信二）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件5件はいずれも報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第11号 継続費繰越計算書の報告(平成26年度飯塚市立病院事業会計)」の報告を求めます。健康・スポーツ課長。

○健康・スポーツ課長（實藤和也）

報告第11号 平成26年度飯塚市立病院事業会計継続費繰越計算書についてご報告いたします。

議案書の73ページをお願いいたします。本件は、平成26年度の飯塚市立病院事業会計予算で計上しておりました資本的支出予算の一部を、27年度に通次繰越をいたしましたので、地方公営企業法の規定に基づき報告するものでございます。

内容につきましては、74ページの「病院事業会計 継続費繰越計算書」によりご説明いたします。これは、企業債、病院債や出資金、合併特例債を活用した飯塚市立病院一部建替事業として、前年度からの通次繰越額を定め、建設改良事業費で28億2302万2千円を計上しておりましたが、次期改修工事の請負業者が決定していないため、2億4822万500円を27年度に通次繰越をしたものでございます。

以上で、継続費の繰越計算書についてご報告を終わります。

○議長（鯉川信二）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

ただいまの報告11号についてお尋ねをします。入札が整わない状況と理由をお尋ねします。

○議長（鯉川信二）

契約課長。

○契約課長（久世賢治）

本病院の改修工事につきましては、過去に3回告示を行いましたが、いずれも入札参加者が入札直前までに辞退等をされまして、すべて入札が不調になったものでございます。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

それでは今後のスケジュール、見通しについてお尋ねします。

○議長（鯉川信二）

契約課長。

○契約課長（久世賢治）

本案件につきましては、6月の12日に4回目の告示を行いまして、あす7月7日が入札の予定で、現在事務を進めております。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

現在までに辞退の申し出とか、そういうことはあっていませんか。

○議長（鯉川信二）

契約課長。

○契約課長（久世賢治）

議員ご存知のように、一般競争入札でございます。参加者等につきましては、事後公表させていただきますので、その辺はご理解をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（鯉川信二）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第15号 平成26年度飯塚市水道事業会計の予算繰越」の報告を求めます。上下水道局総務課長。

○上下水道局総務課長（中村武敏）

「報告第15号 平成26年度飯塚市水道事業会計の予算繰越」についてご報告いたします。

議案書の84ページをお願いいたします。本件は、平成26年度水道事業会計予算に計上しておりました資本的支出予算の一部を翌年度へ繰り越しましたので、地方公営企業法の規定に基づき報告するものでございます。

内容につきましては、85ページの「平成26年度飯塚市水道事業会計予算繰越計算書」によりご説明いたします。第8期拡張事業費、事業名、長尾浄水場浄水施設改良事業につきましては、平成26年から27年度、債務負担事業の26年事業費として1億2800万円を計上いたしておりましたが、出来高払いが発生しませんでしたので、6016万5千円を翌年度へ繰り越したものでございます。

以上、簡単ですが、予算繰越の報告を終わります。

○議長（鯉川信二）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第16号 平成26年度飯塚市土地開発公社の決算」、及び「報告第17号 平成27年度飯塚市土地開発公社の事業計画及び予算」、以上2件の報告を求めます。建設総務課長。

○建設総務課長（山本康平）

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、議案書86ページの報告第16号から87ページの報告第17号の飯塚市土地開発公社2件の報告をいたします。

まず、最初に、議案書の86ページをお願いいたします。「報告第16号 平成26年度飯塚市土地開発公社の決算」についてご説明いたします。別冊になっております「平成26年度飯塚市土地開発公社の決算書」をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。平成26年度の事業報告でございます。事業計画では、事業件数合計で6件、面積5万4858平方メートル、7億4391万4千円でありましたが、平成26年度の事業実績といたしましては、飯塚駅前広場整備事業用地敷を面積1402.42平方メートル、7320万6324円で買収いたしました。また、あっせん事業といたしましては、楽市・平恒・穂波東小中学校統合事業の9999.17平方メートルを1億4498万7965円で買収いたしました。買収事業とあっせん事業を合わせますと、1万1401.59平方メートルの用地を買収し、土地購入費2億1819万4289円を執行いたしました。なお、他の事業計画につきましては、平成27年度以降へ繰り越し、引き続き実施の予定でございます。

3ページをお願いいたします。事業の説明でございます。ただいま説明いたしました事業の実施状況を、事業ごとに記載したものであります。内容の説明は省略させていただきます。

4ページをお願いいたします。平成26年度の収入支出報告書でございます。はじめに、収益的収入及び支出でございますが、収入決算額6962万6341円、支出決算額7116万3455円となっております。

5ページをお願いいたします。資本的収入及び支出でございますが、収入決算額7320万6324円、支出決算額1億2589万2437円となっております。

6ページをお願いいたします。平成26年度の損益計算書でございます。ページの一番下に記載いたしておりますとおり、平成26年度の当期純損失は153万7114円となっております。

次の7ページから14ページまでに、平成26年度の貸借対照表、キャッシュフロー計算書、財産目録及び附属明細表を付けております。内容の説明につきましては省略させていただきます。

次に、議案書の87ページをお願いいたします。「報告第17号 平成27年度飯塚市土地開発公社の事業計画及び予算」について、ご説明いたします。

88ページをお願いいたします。平成27年度の事業計画でございます。特別分3件につきましては、面積で5225平方メートル、事業費といたしまして、3億9406万8千円を事業として計画しております。また、あっせん分といたしまして、1件、面積で3万8231平方メートル、事業費といたしまして、4億5640万3千円を予定いたしております。

次の89ページから91ページに、ただいま説明いたしました事業計画に基づき作成しました、平成27年度の予算、予算実施計画を添付いたしております。内容の説明につきましては省略させていただきます。

以上、簡単でございますが、報告第16号及び報告第17号の説明を終わります。

○議長（鯉川信二）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

学校の用地の取得についてですね、飯塚市が土地開発公社に依頼をする理由はどのようなものですか。

○議長（鯉川信二）

建設総務課長。

○建設総務課長（山本康平）

あっせん分につきましては、市のほうに土地の用地買収につきましては、ノウハウ等が少のうございますので、土地開発公社のほうで処理をいたしております。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

市長名で理事長あての依頼書がないですか。

○議長（鯉川信二）

建設総務課長。

○建設総務課長（山本康平）

依頼文書はございます。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

じゃあ、その内容を説明してください。

○議長（鯉川信二）

暫時休憩いたします。

午前 11 時 22 分 休憩

午前 11 時 23 分 再開

○議長（鯉川信二）

本会議を再開いたします。

建設総務課長。

○建設総務課長（山本康平）

現在、手元に持ち合わせておりませんので、ご了承いただきたいと思います。

○議長（鯉川信二）

7 番 川上直喜議員。

○7 番（川上直喜）

現在の土地の扱い方からいえばですね、土地開発公社がいつまで存続しなければならないのかという疑問ももっているんですよ。それで、市長名の依頼書などがきちんと報告される必要があると思うんですよ。なぜ、その開発公社が先行取得しなきゃならんのかね。この程度の取り扱いであれば、開発公社を介す必要はないんじゃないかと思うんですけども。そういう趣旨です、質問は。お尋ねします。

○議長（鯉川信二）

暫時休憩いたします。

午前 11 時 24 分 休憩

午前 11 時 25 分 再開

○議長（鯉川信二）

本会議を再開いたします。

副市長。

○副市長（田中秀哲）

おそらく質問議員が言われるところは、もともと土地開発公社というのは昔の公拓法に基づいてやっています。しかし、現在は逆に土地がどんどん毎年下がっているということもありますが、飯塚市としては、この公社は、現在残しております。これについては確かに存廃の論議がありましたが、いま事務分担として用地交渉については、土地開発公社のほうでやっていただくというような事務分担で、現在事業を行っております。それと先ほど担当課長が言いました、学校については教育委員会からのほうの依頼に基づいてやっているということですので、あわせてお答えいたしております。

○議長（鯉川信二）

7 番 川上直喜議員。

○7 番（川上直喜）

議案書の 90 ページに、予算実施計画収益的収入及び支出の資料があります。なかほどに、あっせん等事業収益が 1369 万 2 千円となっておりますけども、この事務費手数料 3% だというのはわかりますけれども、この額はですね、もともとはどこからくるお金なんでしょうか。

○議長（鯉川信二）

暫時休憩いたします。

午前 11 時 27 分 休憩

午前 11 時 28 分 再開

○議長（鯉川信二）

本会議を再開いたします。

建設総務課長。

○建設総務課長（山本康平）

議案書の 90 ページのあっせん等事業収益 1369 万 2 千円、事務費等ということで 3% につきましては、議案書 88 ページのあっせん分、潤野・蓮台寺・鎮西小中学校統合事業の土地購入事業費に係る 3% でございます。

○議長（鯉川信二）

よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件 2 件はいずれも報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第 18 号 平成 26 年度公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団の決算」、及び「報告第 19 号 平成 27 年度公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団の事業計画及び予算」、以上 2 件の報告を求めます。文化課長。

○文化課長（久保山博文）

「報告第 18 号 平成 26 年度公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団の決算」、及び「報告第 19 号 平成 27 年度公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団の事業計画及び予算」について、ご報告いたします。

議案書の 92 ページをお願いいたします。はじめに「報告第 18 号 平成 26 年度公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団の決算」につきましてご説明いたします。

本報告につきましては、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき報告を行うものでございます。別冊となっております、公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団、平成 26 年度決算書により報告させていただきます。

別冊の決算書の 1 ページをお願いいたします。公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団は、平成 26 年 4 月から公益財団法人として新たにスタートし、その業務は、飯塚市文化会館指定管理者業務とその他の管理受託事業として、コミュニティセンター他 4 施設の管理運営業務を行っております。

飯塚市文化会館指定管理者業務は、文化会館及び駐車場の管理業務と芸術文化事業等の実施が主なものでございます。1 ページから 4 ページにその概要を記載しております。5 ページから 6 ページに平成 26 年度の理事会の議決事項、7 ページから 8 ページにかけて、その他の受託事業 5 件に関わる事業概要、施設の利用状況等を記載しております。

9 ページをお願いいたします。自主文化事業につきましては、記載しておりますとおり、観賞事業、参加育成事業、出前講座事業、支援型事業、その他事業の 5 事業を実施しております。

10 ページをお願いいたします。平成 26 年度公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団の決算報告でございますが、決算額の当期収入合計 2 億 5 176 万 2629 円から当期支出合計 2 億 4380 万 1581 円を差し引いた当期収支差額は 796 万 1048 円となり、これに前期繰越収支差額を加えた次期繰越収支差額は 2511 万 7490 円となっております。

11 ページ、12 ページに正味財産増減計算書、13 ページ、14 ページに貸借対照表、15 ページに財産目録、16 ページには事業団の監査結果を掲載しておりますが、内容の説明は省略させていただきます。

決算につきましては、以上でございます。

続きまして、「報告第19号 平成27年度公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団の事業計画及び予算」につきましてご説明いたします。

議案書の93ページをお願いいたします。本報告につきましても、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告を行うものでございます。

公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団は、公益財団法人として、飯塚市における市民の芸術及び文化活動の振興を図る個性豊かな地域文化の創造、発展に寄与することを目指しております。

議案書94ページに、平成27年度事業計画及び予算、95ページから99ページにかけて事業区分別事業計画の概要を記載しております。内容の説明につきましては、省略させていただきます。

100ページをお願いいたします。予算につきましては、収入合計2億5323万8千円に対し、支出合計2億5606万1千円でございます。差額282万3千円は、前期繰越収支額である、正味財産期首残高より充当し、正味財産期末残高は、1433万3442円、これに指定正味財産期末残高、基本財産でございますが、これを加えた、正味財産期末残高は1億1433万3442円でございます。

収入の主なものは、文化会館指定管理料、文化会館利用料収入及びその他の受託収入でございます。支出の主なものは、文化会館施設管理費、イイヅカコミュニティセンター等の施設管理費などでございます。

102ページから103ページにかけまして、収支予算及び内訳を記載しております。内容の説明につきましては、省略させていただきます。

以上、簡単ではございますが、報告第18号及び報告第19号の報告を終わらせていただきます。

○議長（鯉川信二）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件2件は、いずれも報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第20号 平成26年度一般財団法人サンビレッジ茜の決算」、及び「報告第21号 平成27年度一般財団法人サンビレッジ茜の事業計画及び予算」、以上2件の報告を求めます。
商工観光課長。

○商工観光課長（石松美久）

報告第20号及び報告第21号について、ご報告いたします。

本件2件につきましては、いずれも地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告を行うものでございます。

議案書の104ページをお願いいたします。まず、「報告第20号 平成26年度一般財団法人サンビレッジ茜の決算」について、ご説明いたします。

別冊となっております「一般財団法人サンビレッジ茜」の「平成26年度事業報告及び決算書」の1ページ「公益事業報告」をお願いいたします。

公益事業につきましては、実施事業の概要につきまして、1ページから3ページにかけて記載しておりますとおり、人工スキー場やロッジ・キャンプ場の宿泊施設等を有効活用しながら、住民等の野外活動の振興、勤労者等の余暇活動の充実、スポーツ団体・学校団体などの交流促進を図ることにより、住民福祉の向上、青少年の健全育成、活力と魅力あふれる地域づくりに寄与することを目的として実施しております。内容の説明につきましては、省略させていただきます。

平成26年度の公益事業の収支決算につきましては、4ページから7ページに収支決算書を添付しております。5ページの上段に記載しておりますとおり、収入の決算額は7271万2270円、支出の決算額は、6ページの下段に記載しておりますとおり7179万9295円となっております。単年度収支としましては91万2975円の黒字となっております。前期

繰越収支差額が781万7408円となっておりますので、次期繰越収支差額は873万383円となっております。

以下、8ページから13ページにかけまして、貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録及び監査報告書を添付しております。内容の説明につきましては、省略させていただきます。

次に、「収益事業」についてご報告いたします。

14ページをお願いいたします。収益事業につきましては、公益事業の目的達成のため「食」の提供等を通じて、公益事業を補完する事業でございます。事業内容としましては、1.及び2.に記載いたしておりますとおりでございます。内容の説明につきましては、省略させていただきます。

収益事業の収支決算につきましては、15ページから16ページに収支決算書を添付いたしております。15ページの中段やや下に記載しておりますとおりで、収入の決算額は1419万7537円、支出の決算額は、16ページの中段に記載しておりますとおりで1498万1132円となっております。単年度収支としましては78万3595円の赤字となっております。前期繰越収支差額が127万5859円となっておりますので、次期繰越収支差額は49万2264円となっております。

以下、17ページから20ページにかけまして、貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録及び監査報告書を添付いたしております。内容の説明につきましては、省略させていただきます。

続きまして、「報告第21号 平成27年度一般財団法人サンビレッジ茜の事業計画及び予算」につきまして、ご説明いたします。

議案書106ページをお願いいたします。「平成27年度 一般財団法人サンビレッジ茜公益事業計画」につきましては、106ページから107ページにかけまして、事業の基本方針及び内容7項目につきまして記載いたしております。各種団体や地域団体との連携を図りながら、一昨年度から取り組んでおります総合的な自然体験型教育施設としての機能充実を引き続き図り、子どもから高齢者まで、幅広く親しまれる教育的事業を「茜キャンパスプロジェクト」として展開していくこととしております。

公益事業の予算につきましては、108ページに記載しておりますとおりで、収入・支出とも同額の7919万5千円を予定いたしております。

詳細内容につきましては、以下、109ページから112ページに記載しておりますとおりでございます。内容の説明につきましては、省略させていただきます。

113ページをお願いいたします。次に、「収益事業計画」といたしましては、1.及び2.に記載しておりますとおりで、公益事業の目的達成のため「食」の提供等を通じて、公益事業を補完する事業として実施するもので、レストランによる食事の提供が主な事業となっております。

予算につきましては、114ページに記載しておりますとおりで、収入・支出とも同額の1779万7千円を予定いたしております。

詳細内容につきましては、以下、115ページから116ページに記載しておりますとおりでございます。内容の説明につきましては、省略させていただきます。

以上、簡単ではございますが、報告第20号及び報告第21号についての報告を終わります。

○議長（鯉川信二）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件2件は、いずれも報告事項でありますので、ご了承願います。

署名議員を指名いたします。4番 勝田 靖議員。27番 森山元昭議員。

以上をもちまして、本定例会の議事日程の全部を終了いたしましたので、これをもちまして平成27年第4回飯塚市議会定例会を閉会いたします。大変長い間お疲れさまでした。

午前11時43分 閉会

◎ 出席及び欠席議員

(出席議員 27名)

1番	鯉川信二	15番	福永隆一
2番	松延隆俊	16番	吉田健一
3番	瀬戸光	17番	秀村長利
4番	勝田靖	19番	藤浦誠一
5番	光根正宣	20番	上野伸五
6番	奥山亮一	21番	田中博文
7番	川上直喜	22番	城丸秀高
8番	宮嶋つや子	23番	古本俊克
9番	兼本芳雄	24番	道祖満
10番	永末雄大	25番	平山悟
11番	守光博正	26番	坂平末雄
12番	田中裕二	27番	森山元昭
13番	佐藤清和	28番	梶原健一
14番	江口徹		

(欠席議員 1名)

18番 明石哲也

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	田代文男		
次長	許斐博史	議事係長	斎藤浩
調査担当主査	林利恵	書記	淵上憲隆
書記	岩熊一昌	書記	宮嶋友之

◎ 説明のため出席した者

市長	齊藤守史	公営競技事業所長	井出洋史
副市長	田中秀哲	市民環境部次長	吉原文明
教育長	片峯誠	都市建設部次長	鬼丸力雄
上下水道事業管理者	梶原善充	会計管理者	森田雪
企画調整部長	森口幹男	財政課長	倉智敦
総務部長	石田慎二	商工観光課長	石松美久
財務部長	高木宏之	健康・スポーツ課長	實藤和也
経済部長	伊藤博仁	土木管理課長	白土信靖
市民環境部長	大草雅弘	住宅課長	町野昌宏
こども・健康部長	田中淳	文化課長	久保山博文
福祉部長	金子慎輔	契約課長	久世賢治
都市建設部長	菅成微	上下水道局総務課長	中村武敏
上下水道局次長	諫山和敏	建設総務課長	山本康平
教育部長	瓜生守		
地域連携都市政策室長	久原美保		
企画調整部情報化推進担当次長	大庭章司		

議 長

副 議 長

署名議員 番

署名議員 番